

成績評価並びに単位の認定に関する細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、成績評価並びに単位の認定に関する規程（以下、「規程」という。）

第10条第1項の規定により必要な事項を定めるものとする。

(筆記試験受験上の注意事項)

第2条 規程第4条第2項に定める筆記試験受験上の注意事項は次のとおりとする。

- (1) 受験資格の有無を事前に確認して臨む。
- (2) 学生証を携行すること。
- (3) 携帯電話の電源を切る。
- (4) 机の中、机の周りは整理して何も置かない。
- (5) 試験開始5分前に学籍番号順に着席し、机の上にはシャープペンシル又は鉛筆と消しゴムのみを置く。
- (6) ティッシュペーパー、ハンカチを机の上に置く場合は試験監督者に申し出て、試験開始前に点検を受け許可を得る。
- (7) 遅刻をした場合、試験開始時刻から20分経過時までに試験会場に入室した場合は受験できる。
- (8) 試験の開始、終了時刻は教室の時計による。
- (9) 試験途中の退室は50分以上の試験科目の場合は30分経過時以降認めない。
- (10) トイレ使用のため途中退室をする場合は職員が付き添い、トイレ使用后試験会場への再入室を認める
- (11) 体調不良で途中退室した場合は再入室できない。
- (12) 不正と監督者が判断した行為を行った場合、退室を命じられ、その試験は無効となる。
- (13) その他、監督者の指示がある場合はそれに従うこと。

(補習授業等の実施条件)

第3条 規程第3条、第6条、第8条、第8条の2に定める、病気その他やむを得ない理由に該当するのは 次の場合とする。

- (1) 学生本人が急な病気で受診した場合（受診の証明が必要：診断書、領収書、服薬説明書等）
- (2) 学生本人が入院した場合（確認できることが必要）
- (3) 公認欠席の場合（就職、進学のための受験、その他校長が認める事柄）
- (4) 公共交通機関が遮断された場合（遅延証明等）
- (5) 忌引の場合（証明できるものが必要：会葬礼状等）
- (6) 交通事故の場合（事故証明等）
- (7) その他、校長が認める場合

2 次の場合は、規程第3条、第6条、第8条、第8条の2に定める、病気その他やむを得ない理由に該当しないものとする。

- (1) 家庭の事情、自己の都合、自己の不注意による場合
(追試験、再試験の中間試験)

第4条 規程第6条並びに第7条に定める追試験、再試験では、中間試験を実施しない。

附 則

この細則は、平成19年2月7日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。